

鳥海山避難計画（居住地域）【概要版】

1 計画の目的

本計画は、鳥海山において噴火に伴い居住地域に影響を及ぼす火山現象（火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流及び大きな噴石）が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合に、居住地域における住民等が混乱なく迅速な避難を実施するために策定するもの。

2 避難対象者

鳥海山の噴火に伴う火山現象の影響を受ける居住地域の住民等

3 計画の対象となる噴火警戒レベル

- ・「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）が発表された場合
- ・特定地域については、「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル2又は3）が発表された場合も対象とする。

4 計画の避難対象となる火山現象

火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、火口噴出型泥流及び大きな噴石

5 計画の対象となる火山現象の影響範囲

- ・想定火口全域を対象とした被害想定図（ハザードマップ）の範囲
 - ・想定火口新山周辺を対象とした被害想定図（ハザードマップ）の範囲
- ※想定火口新山周辺の被害想定範囲は、想定火口全域の一部分に限定した範囲となっており、状況に応じて新山周辺に火山活動が限定できる場合にのみ設定される。

6 避難対象地域

（1）火口周辺に積雪がない時期（最大）

- ・にかほ市 20地区
- ・遊佐町 6地区

（2）火口周辺に積雪がある時期（最大）

- ・由利本荘市 20地区
- ・にかほ市 24地区
- ・酒田市 19地区
- ・遊佐町 49地区

7 避難情報の発令基準

（1）避難準備・高齢者等避難開始

- ・噴火警戒レベル2が発表された場合に警戒範囲内の特定地域に発令
- ・噴火警戒レベル4が発表された場合に警戒範囲内の居住地域に発令

(2) 避難勧告又は避難指示

- ・噴火警戒レベル3が発表された場合に警戒範囲内の特定地域に発令
- ・噴火警戒レベル5が発表された場合に警戒範囲内の居住地域に発令

(3) 白雪川流域の地区に係る特例

白雪川流域の避難対象地区の全地区又は一部の地区は、噴火に伴う泥流発生の危険性が高いため、発令基準のほか、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等に関する意見に基づき、早期に避難情報を発令する場合がある。

8 避難対象地区の人口等及び避難所

(1) 避難対象地区の人口等（最大）

・由利本荘市	20地区	564世帯	1,603人
・にかほ市	24地区	1,759世帯	5,167人
・酒田市	19地区	491世帯	1,647人
・遊佐町	49地区	2,251世帯	6,532人
(合計)	112地区	5,065世帯	14,949人

(2) 遊佐町における広域避難の実施

遊佐町においては、融雪型火山泥流の避難対象者すべてを収容できる避難所を確保することができないため、あらかじめ酒田市への広域避難を計画する。

(3) 避難所の開設

・由利本荘市	6箇所
・にかほ市	11箇所
・酒田市	8箇所
・遊佐町	10箇所

9 輸送力の確保

避難所までの避難手段は、原則として徒歩又は自家用車による自力避難とするが、市町が必要と判断した場合は、輸送車両を確保し現地に派遣し輸送する。

(市町が確保する所有車両又は民有車両)

・由利本荘市	68台	1,587人
・にかほ市	11台	355人
・酒田市	50台	2,019人
・遊佐町	15台	678人

10 谷沿い地区における2段階避難の設定

谷沿いの避難対象地区のうち、「避難経路上必ず泥流の流下が想定される河川を横断しなければならない地区」又は「避難経路が泥流の浸水により使用できなくなる可能性が高い地区」の噴火発生後の避難を2段階避難とする。

(1) 対象地区

- ・由利本荘市 8地区
- ・酒田市 9地区

(2) 避難方法

- ① 住民は、一時避難場所に一次避難を行う。
- ② 泥流の発生状況が判明後に市から二次避難開始を連絡し、指定避難所へ移動する。

11 避難経路の設定

鳥海山において使用を想定する各指定避難所等までの避難経路を設定。

なお、設定する避難経路は、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び火口噴出型泥流に対して可能な限り安全な経路（泥流の流下が想定される河川から離れる経路、積雪期に通行可能な経路等）を設定したものであるが、噴火口の位置、泥流が流下する河川（噴火口の位置により泥流の流下する河川が異なる。）及び道路の積雪状況等により、他の経路でも安全で迅速な避難が可能な場合は、当該経路も使用することができる。

※市町ごとに避難経路図を作成

12 避難できなくなった人たちの安全対策

- ・市町は必要に応じ、消防による救助のほか、警察、海上保安部又は県消防防災ヘリコプター等による救助を要請する。（海上保安部への要請は、県が集約、調整のうえ行うものとする。）
- ・市町は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は噴火の可能性が高まっている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊を要請するよう求める。

13 学校等の避難対策

学校、幼稚園、保育所及び社会福祉施設等は、避難勧告等を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合は、定められた措置を行うとともに、これらの措置について、あらかじめ保護者等にたいして説明等を行うものとする。

市町は、避難勧告等を発令した場合は、該当する施設に対して個別に連絡を行うものとする。

14 避難計画の実効性を確保するための措置

鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、住民等が混乱なく迅速な避難を行うことを目的に必要な訓練を実施し、訓練により得られる教訓を精査し、今後の避難計画の修正等に反映させるものとする。

また、市町は、鳥海山の火山活動の状況や噴火警戒レベルに応じ、住民等が混乱なく迅速な避難ができるよう、避難に関する住民説明会等を必要に応じて開催するものとする。

とする。